

議案第 4 号

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

大規模改修工事を実施した我孫子市民体育館のメインアリーナ及びサブア
リーナについて、受益者負担の適正化のため、使用料を改定するとともに、条
文を整備するため提案するものです。

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前										
別表（第11条、第17条関係）							別表（第11条、第17条関係）										
使用区分					使用料 （1時間 当たり。 ただし、 夜間照明 施設につ いては30 分当た り）		使用区分					使用料 （1時間 当たり。 ただし、 夜間照明 施設につ いては30 分当た り）					
専用 使用 ア リ 一 ナ	メ 入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	アマ チュ ア ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合	高 校 生 以 下 ・ 65 歳 以 上	全 面	1,400	高 校 生 以 下 ・ 65 歳 以 上	全 面	1,200	高 校 生 以 下 ・ 65 歳 以 上	全 面	2,400	高 校 生 以 下 ・ 65 歳 以 上	全 面	1,200			
				半 面	700			半 面			600						
			一 般	全 面	2,800	一 般	全 面	2,400	一 般	全 面	2,400	一 般	全 面	2,400	一 般	全 面	2,400
					半 面			1,400			半 面			1,200			
			そ の 他 の 場 合	全 面	8,000	そ の 他 の 場 合	全 面	8,000	そ の 他 の 場 合	全 面	6,600	そ の 他 の 場 合	全 面	6,600	そ の 他 の 場 合	全 面	6,600

	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		全	12,000円
		アマチュアスポーツに使用する場合		半	6,000円
		その他の場合		全	31,000円
		その他の場合		半	15,500円
サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下・65歳以上	800円	
		アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1,600円	
	入場料を徴収する場合	その他の場合		2,400円	
		その他の場合		9,600円	
武道場の目から庭球場夜間照明施設の目まで 略					略
個人使用	メインアリーナ	サブアリーナ	高校生以下・65歳	100円	

	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		全	9,600円
		アマチュアスポーツに使用する場合		半	4,800円
		その他の場合		全	26,400円
		その他の場合		半	13,200円
サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下・65歳以上	750円	
		アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1,500円	
	入場料を徴収する場合	その他の場合		2,000円	
		その他の場合		8,000円	
武道場の目から庭球場夜間照明施設の目まで 略					略
個人使用					

	以上	
	一般	200円
武道場	高校生以下・65歳以上	90円
	一般	190円
トレーニング室	略	略

備考

1 略

2 略

3 略

	以上	
	一般	200円
<u>サブアリーナ</u> 武道場	高校生以下・65歳以上	90円
	一般	190円
トレーニング室	略	略

備考

1 略

2 サブアリーナは、メインアリーナと同時に使用する場合に限り、専用使用することができる。

3 略

4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。